

平成26年度 第4回 経営協議会議事要録

日 時 平成26年12月1日（月） 14：30～16：10

場 所 事務局第1会議室

出席者 三村学長，久保田委員，鈴木委員，館岡委員，種田委員，藤井委員，
宮下委員，柳生委員，山口委員，
伏見理事・副学長，尾崎理事・副学長，袖山理事，
佐川人文学部長，生越教育学部長，折山理学部長，馬場工学部長，
久留主農学部長，相原総務部長

欠席者 小田部委員，中原委員

同席者 影山理事，増子監事，馬場監事，米倉副学長，太田副学長，
佐藤学長特別補佐，羽瀧学長特別補佐，内田学長特別補佐，
木村学長特別補佐，大塚執行部スタッフ，原口執行部スタッフ，
財務部長，学務部長，学術企画部長，総務課長，人事課長，労務課長，
財務課長，学務課長，企画課長，監査主幹

議 題

・審議事項

- 1 国立大学法人茨城大学教職員賃金規程等の一部改正について
- 2 ガバナンス改革への対応について
- 3 教職大学院の設置について
- 4 役員の期末特別手当の増減について

・討議事項

- 1 大学改革について

・報告事項

- 1 大学運営に関する意見への対応について
- 2 平成25年度に係る業務の実績に関する評価結果について
- 3 平成27年度学年暦について

配付資料

- 資料 1 : 国立大学法人茨城大学教職員賃金規程の一部改正について(骨子)(案)
資料 1 - 1 : 国立大学法人茨城大学役員給与規程の一部改正について(骨子)(案)
資料 1 - 2 : 国立大学法人茨城大学教職員退職金規程の一部改正について(骨子)(案)
資料 2 : 独立行政法人通則法の改正に伴う国立大学法人法改正案(H26.4.15閣議決定)
: 学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案について(概要)

- 資料 2 - 1 : ガバナンス改革等（学校教育法及び国立大学法人法の一部改正）対応スケジュール
- 資料 2 - 1 : 国立大学法人茨城大学経営協議会規則の一部改正について（説明概要）
- 資料 3 : 教職大学院の設置について
- 資料 4 : 役員の期末特別手当の増減について
- 資料 5 : 茨城大学改革の基本方針
- 資料 6 : 経営協議会（H26.9.29開催）における学外委員からのご意見への対応
- 資料 7 : 平成25年度に係る業務の実績に関する評価の結果について（説明概要）
- 資料 8 : 平成27年度茨城大学学年暦について
- 机上配付 : 「iUP vol.5」

議 事 概 要

I 議事要録の確認

学長から、平成26年度第3回経営協議会の議事要録については、既にホームページに公表済みである旨報告があった。

II 審議事項

1 国立大学法人茨城大学教職員賃金規程等の一部改正について

学長から、今年度の人事院勧告に伴う教職員賃金規程、役員給与規程及び教職員退職金規程の一部改正について審議願いたい旨提案があった。さらに、人事課長から、教職員賃金規程及び役員賃金規程の改正骨子（案）については、9月29日開催の本会議で了承いただいたものであるが、人事院規則の通知に基づき施行日等の修正を行い、あらためて審議いただくものであること、また、教職員退職金規程については、国家公務員退職手当法の改正に伴い見直すものである旨、資料1～1-2に基づき説明があり、審議の結果、提案のとおり改正することが了承された。

2 ガバナンス改革への対応について

学長から、学校教育法及び国立大学法人法等の改正に伴う学内規則の見直しスケジュール、及び学内規則の見直しに伴う経営協議会規則の一部改正について審議願いたい旨提案があった。さらに、総務部長から、ガバナンス改革に向けた学内規則の見直しスケジュール、及び経営協議会規則の改正案について、資料2～2-1に基づき説明があり、審議の結果、提案どおり学内規則の見直しスケジュール、及び経営協議会規則を一部改正することが了承された。

また、学長から、今後見直し予定の学内規則については、次回1月19日の経営協議会で審議頂く予定である旨の発言があった。

3 教職大学院の設置について

学長から、大学改革の第1弾として、教職大学院の設置について審議願いたい旨提案があった。さらに、教育学部長から、より実践的な能力を備えた教員の養成を目指すとともに、現職教員を対象に、スクールリーダーの養成を目指すものである旨、資料3に基づき説明があり、審議の結果、提案どおり教職大学院を設置することが了承された。

【主な意見】

- 現職教員のコースもあることから、入学試験はどのように行うのか。
- 実務家教員の身分はどうか、また、授業料はどうか。
- 他大学での先行事例はどうか。無理に先行しなくとも良いのではないか。

学長から、教職大学院の進捗状況については、今後とも経営協議会に報告し、ご意見をいただきたい旨の発言があった。

4 役員の期末特別手当の増減について

学長から、役員の期末特別手当については、基準日以前6月以内の期間における法人の業務実績及びその者の職務実績を勘案して、経営協議会の議を経て100分の10の範囲内で増減できるとされているが、現役員の勤務期間は3カ月であり、職務実績の判断が困難であることから、増減は行わない旨、資料4に基づき説明があり、審議の結果、提案どおり増減を行わないことが了承された。

III 討議事項

1 大学改革について

学長から、本学の大学改革案について学外委員の皆様からご意見を頂きたい旨の発言があった。さらに、太田副学長から、資料5に基づき内容の説明があり、学外委員各人から発言があった。

【主な意見】

- エンロールマネジメントはどのようにやるのか。
- 1人1人の勉強意欲をどのようにしたら高めることが出来るか、意欲を高めるためには目的というものを認識できることが重要で、何のために勉強するのか、何のために大学へ行くのか、何のために大学でこの勉強をしているのか、そういう目的意欲が定まっていけば、自分の生き方というのが見えてくると思う。そこまで行けば、先生方のアドバイスでどんどん前に進むと思う。大学改革案では、すばらしい枠が出来、すばらしい理念は生まれるけれども、当の学生に如何に目標と意欲を持たせられるか。従来型の座学ではなく、学生の個性を重視して学生に目標と意欲、強いては人生の目標を持たせることが出来るのかということを研究していただけたらありがたいと思う。
- 日本の大学の学生の大半が、大学を卒業しても人生の目標を見つけられずにいる。一方で、東南アジアの学生たちは、大学で学ぶことに情熱と意欲を持っていて、それは、家族、ひいては国家を維持するという使命感を持っているからである。おしなべて日本の大学を始めとして、その部分を失ってしまっている。教育の転換期の中で、茨城大学が行おうとしている改革が上手く動いてい

けば、学生も覚醒していくのではないか。学生が目線で改革に取り組んでいただきたい。

- 学生に意欲を持たせるような授業を行うため、他の先生の授業を参観するなど先生の研修を強化すべきではないか。
- アメリカの大学生は積極的で意欲があり、日本の学生は消極的な学生が多いと聴いている。如何にして日本の学生に主体性を持たせるかは、大学だけの問題ではなく、日本の教育システムにも問題があるのではないか。先生は、自分の授業に自信を持って学生に教えることが大切であると考えている。また、学生の学修意欲を高めるためには、優秀な教員を如何に集めるかも重要ではないかと考える。
- 学生に如何にやる気を起こさせるかについては、企業でも新入社員教育において同じ状況があり、基礎的なところは大学で教育していただきたい。また、如何にして本人に気づかせるかも大事である。大学改革については、この方向で進めていただきたい。
- 教職大学院では、学んだ成果が現場ではっきりと現れるような教育をしていただきたい。
- 学生が主体的に学修するようになれば、教員にとっても負担が減ることになると思うが、そのためには、教員が学生とどのようにしてコミュニケーションを取るかが重要になってくると思うので、教員にもコミュニケーション能力を高める努力をしてもらいたい。
- 理工学研究科では、茨城の特色を出すための工夫をされている。改革後の、量子線科学専攻と環境理学専攻の両方に環境が入っているのも、両専攻の住み分け、また、連携を取れるような仕組みが必要ではないか。
- 非常勤講師をやっている、昔は成績が悪くて留年するということがあったが、今は、大学に出てこなくて留年する学生も多い。大学は既定の年数で出て行ってもらうことを最優先しているような所もある。そうすると学位の質にも問題があって、日本の学位が世界標準になれると言われてきている。最近になって、文部科学省も対応を始めており大きな転換期ではないかという気がする。大きな社会問題でもある、過疎化、少子高齢化等、不確実性の時代を生き抜くためにも、学生に主体的に学ぶことを自覚させるとともに、大学がそういう機会を提供すべきではないかと考える。そのための解決方法は一つではなく、大学によって様々な方法が考えられる。また、学生に異文化体験をさせることは有効であり、大学改革を推進して主体的な学生を育てていただきたい。
- 地域再生の拠点となる大学、その中で世界的な強み・特色が輝く大学の構築として、工業県・農業県としての高いポテンシャルを如何に顕在化させ強化するかということが、茨城大学の優位性を出していく1つのポイントになるのではないかと思う。茨城大学のアドバンテージをアドバンテージたらしめるため、農業県としての強み、また、産業集積地でもあることから、さらに産学官の連携・提携を進めて、教育・研究活動について茨城地域にあるポテンシャルを有効に利用すべきではないかと思う。
- 大学生にハングリー精神が無くなっている。東南アジアの学生と話をする機会があったが、英語はほとんどの学生が出来て、日本語が出来る学生も多くいて感心した。日本の学生はおとなしい感じがするが、東南アジアの学生は意欲があり目が輝いているのが印象的だった。大学改革案にある、英語のコミュニケーション能力を備えて異文化交流が出来るということは大変重要なことだと

思う。一般企業では海外に行く機会も多くなっており、海外に出て対等に渡り合うためには、英語のコミュニケーション能力は必須であり、大学改革の柱に据えたことは大変重要なことである。また、産業集積地である茨城で特色ある理工イノベーションを推進することは良いことである。さらに、農業については、地域再生の拠点を目指すのであれば、海外に目を向けるのも良いが、茨城の農業そのものにも目を向けていただきたい。茨城県は農業生産量が全国第2位であり、これを維持していくためにも、過疎化が進む県北地域の農業振興を進めていきたいと考えており、農学部の方をお借りして学生にもフィールドに入って農業と一緒に考えてもらいながら、大学と共同でブランド製品の開発などができれば、地域の振興にも役立つものと考えている。農業のグローバル化も大事であるが、地域密着型の農業をお願いしたい。

学長から、大学改革案については、本日いただいたご意見を参考に、さらに中身を検討のうえ、修正案についても経営協議会に報告して、ご意見をいただく予定である旨の発言があった。

IV 報告事項

- 1 大学運営に関する意見への対応について
- 2 平成25年度に係る業務の実績に関する評価結果について
- 3 平成27年度学年暦について

上記1～3の報告事項については、事前に資料を送付し説明を省略したことから、意見・質問の有無について確認した結果、特に質問等はなかった。

V 監事からの意見について

ガバナンス改革の中では監事の権限も強化されることになっているが、今年度の監事監査計画の中では、大学改革及びガバナンス改革について注目しているところである。平成26年度の監査報告書の中では、それらの進捗状況について意見を述べることになると思うが、大学改革が前進する方向で意見をまとめたいと考えている。

経営協議会規則を見直し、今後、学外委員を増やすということで、大学の運営・経営に、学外の有識者の声を反映するということの有用性が指摘されていると理解している。前回、学外委員の方々から出された意見に対して、本学がどのように応え、また、応えようとしているのかを今回明確にして、対応状況を社会に向けて公表することは大変結構なことであり、今後とも継続していただきたいと考えている。

VI その他

- 1 経営協議会会議資料の公開について

学長から、経営協議会会議資料の公開について、確認があった。

- 2 次回経営協議会開催日

平成27年1月19日（月）14時00分から